

第二十八回 参議院内閣委員会會議録第十一号

昭和三十三年三月十三日(木曜日)午前十一時十五分開会

委員の異動

本日委員矢嶋三義君辞任につき、その補欠として吉田法晴君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 藤田 進君
理事 上原 正吉君
大谷 藤之助君
永岡 光治君

委員

後藤 義隆君
近藤 鶴代君
迫水 久常君
田中 啓一君
若米 地義三君
増原 恵吉君
松村 秀逸君
伊藤 顕道君
田畑 金光君
千葉 信君
森中 守義君
島村 軍次君
八木 幸吉君

政府委員

通商産業 小笠 公昭君
政務次官 齋藤 正年君
通商産業大 齋藤 正年君
臣官房長 齋藤 正年君

事務局側

参事(委員部 第二課勤務) 川上 路夫君
常任委員 杉田正三郎君
会専門員

説明員

通商産業省 伊藤 繁樹君
通商局次長

本日の会議に付した案件
通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(藤田進君) これより内閣委員会を開会いたします。

委員の異動がございましたので、参事に報告いたします。

○参事(川上路夫君) 御報告いたします。

本日、矢嶋三義君が辞任されました、その後任として、吉田法晴君が委員に選任されました。

○委員長(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、質疑を継続いたします。御質疑のありの方は、順次、御発言を願います。

○伊藤顕道君 政務次官に若干質問いたしますが、御承知のように、中小企業は潜在失業者のたまり場所になっておるわけですが、この現状に対してどのような手が打たれておるのか、まずお伺いしたいと思います。

○政府委員(小笠公昭君) 中小企業対策としてどういふ手が打たれておるか、こういうようなお尋ねだと思ふのでありますが、一応中小企業問題を考えますに当りまして、工業面と商業

面、こういうふうに分けて考えていくのがいいのでありますが、共通的な問題といたしましての二つは、資金の問題であらうと思ふのであります。第二の問題は税の問題、第三は共通問題として経営の合理化、近代化への指導援助の問題だと思ふ。

この三点につきましては、すでに御承知の通りに、金融につきましては、政府の関係の三機関を中心にして、財政資金の放出等をいたしておる。さらに、中小企業金融の疎通の困難な一つの原因は、中小企業の信用力の不足にあるわけでありまして、この信用力の不足を補完する意味におきまして、別途国会で御審議願っております。

すように、中小企業の信用保険公庫というふうなものを作りまして、現在府県あるいは市を中心として設立いたしております五十二の信用保証協会の保証能力の拡大をはかつていく、こういうような措置を講じて参りたいと考えておるのであります。

税の問題につきましては、すでに御承知の通りに、二十六国会におきまして所得税の減税あるいは一部事業税の減税等の措置を講じて参つておるのであります。今国会におきましては、法人税の軽減というふうな問題を御審議願つておるわけでありまして、さらに、企業経営の近代化を促進していく、こういう意味におきましては、ここ数年継続いたしております設備近代化の補助金制度というものを毎年増額して参りまして、これをできるだけ近代化を急がして

くというふうなことにいたしまして、目下御審議を願つております予算案におきましては、その補助金を五億というふうな増額いたしておるわけでありまして。

で、これらの共通問題の解決を進めていく上にさらに効果的な意味におきましての問題は、中小企業の組織化、こういう問題を中心にして取り上げていくことは当然でございます。二十七日国会におきまして成立いたしました中小企業団体の組織に関する法律、この施行を四月一日から実施すべく、今鋭意準備を進めておる次第であります。

日本の中小企業の問題につきましては、中小企業対策の大きな項目といたしましては、以上のようなことが考えられると思ふのでありますが、さらに、中小企業問題にはいろいろな問題がございます。具体的な問題について、それぞれ適当な措置を講じて参らなければならぬのであります。

特に最近のような不景気のもとにおきまして、中小企業の販路をできるだけ広げてやる、こういうふうな問題等は、輸出の振興の中に、先般もお尋ねがあったかと記憶するのではありませんが、いわゆる輸出への指導、援助というふうな問題が、相当日本の中企業対策として重要な意味を持つと考えるのでございます。また、特殊問題としていろいろ問題がございます。特に厄介な問題は、小売商対策だと実は思ふのであります。小売商対策につきましては、今まで申し上げ

ましたような諸種の一般的な施策の遂行のほかに、小売商自体に即した施策が必要でございまして、二十六国会以来衆議院におきまして継続審査に相なつております小売商対策の問題、小売商に関する法律案、これが三件継続審査になつておるのは御承知の通りであります。政府から出してあります小売商業特別措置法案、社会党から議員提案になつてあります商業調整法及び産業分野の確保に関する法律案、こういうものが小売商対策の一つの方向として、これを成立せしめていく必要があるというふうに考えておるのであります。もちろんいろいろな角度から問題は残りますが、大きな筋として、小売商業の商業部門に即した立法措置というものを考えて参らなければならぬというふうに考えておるのであります。

簡単にございしますが、以上でございす。

○伊藤顕道君 百貨店の進出とか、また外国資本の進出を食い止めた、また大企業の中小企業に対する不正な取引を是正するために、どのような手が打たれておりますか。

○政府委員(小笠公昭君) 小売商問題の一つの問題は、御指摘の百貨店の問題であらうと思ふのであります。百貨店問題につきましては、百貨店法案が、二十五国会でありましたか二十四国会で、成立いたしました。百貨店の設立、営業に関する許可制度をしいておるのであります。御承知の通りに、

百貨店の設立は、経過的名ものは、いろいろな事情を調査いたしまして認めたり、あるいは不許可処分を付しておりますが、一応現段階におきましては、大都市を中心とする百貨店の整備というものは大体終つてきておる。百貨店問題は地方の中小都市の問題として、だいぶ問題があらわちにあるようでございます。これは小売商と百貨店との競争関係の調整というよりな意味から、私どももいたしましては、百貨店を押さえていくという方向に努力をいたしております。

で、百貨店問題はそういう営業あるいは売場面積の規制を中心とした百貨店法のほかに、百貨店の営業行為自体をどう取り締まっていくかという問題があるものであります。私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、いわゆるこの不正競争という観点から、昭和二十九年であつたと思うのであります。公正取引委員会におきまして特殊指定というものをいたしまして、その営業行為の行き過ぎを取り締まっています。こういう問題につきましては、さらに問題はいろいろあるかと思つておりますが、そういう線で百貨店と小売商との調整をはかっているという状況でございます。

さらに、お尋ねの外国資本の国内市場への進出をどうしていくか。この点につきましては、御承知の通りに、外資委員会におきまして、外資の導入、あるいはまた技術の導入等につきましまして、審査制度というものをしきまして、できるだけいわゆる不必要なるものの企業の国内への進出を防止すると

いうふうな手を打っているのが現状でございます。

第三点の大企業といわゆる進出、大企業と中小企業との関係をどう調整していくか、こういうお尋ねでございますが、大企業と中小企業との関係におきまして、生産部門につきましましては、親企業と下請企業との関係の調整問題がまず具体的に上つて参ります。この点につきましては、下請代金支払い遅延防止に関する法律がございまして、下請代金の支払いを遅延させない、いわゆる金融の困難を下請業者にしわ寄せしていくというのを防止いたしているものであります。これが第一点であります。第二点といたしまして、大企業と中小企業の問題につきましまして、大企業の中小企業との関係におきまして、いわゆる資本力による圧迫と申しますか、そういう経済的な問題につきましまして、本来独占禁止法によつて不当競争として、あるいは不正競争として、これを取り締まつていくというのが、独占禁止法本来のねらいでございます。大企業と中小企業との関係の調整に役立っているというのが現状でございます。さらに、大企業が問題として今露呈して参つております問題は、先ほどもちよつと触れましたように、大企業の直接販売面への進出あるいは小売部門への進出等の問題がございまして、小売商との摩擦を起している向きが多いのであります。こういうような面について、現行法制においてはこれを取り締める道は実はございません。こういう問題をどういふふうに考えていくかという問題が、先ほど申し上げましたように、いわゆる産業分野の確保という法律案の一つのねらいに相なつ

ているわけでありまして。こういう問題を、現在の日本の経済情勢の実態に即して、どこまで持つていくかという問題が、今後検討をすべき点である。そこまではまだ解決は参つておりませんが、すべき一つの方向に相なつておると私は考えているのであります。

○伊藤道雄君 一応対策を御説明いただいたわけですが、私どもとしては、今関係してくる百貨店法と下請関係法、外資法、こういう法律自体に問題があるかと思つております。そこで、こういう点は一つぜひ緊急に法改正を考えたいただきたいと思つておるわけですが、お尋ねしたい。

○政府委員(小笠公昭君) 百貨店法につきましては、すでに衆議院の方に二十六国会以来、その修正案が継続審査に相なつております。これは、百貨店の、特にターミナルの百貨店問題というよりなもので、それから先ほど申し上げました独占禁止法に基づく特殊指定の問題の一部を法文の中に取り入れる、こういうような内容を中心とした改正案が、国会に提出されている状況であります。これは、独禁法との関連において、百貨店法自体を修正していくかどうかという立法技術上の問題が残ると思つております。下請代金支払い遅延防止に関する法律につきましても、同様改正案が出ていますのであります。これはいわゆる中心は下請代金の支払い遅延防止に關しまして、手形の手形を出した場合、手形をたとえ九十日以内の手形に限るといふような、手形サイトの制限に関する内容を持つ法律案が提案されておるわけであ

りまして、手形サイトをこういう法律によつて商法の特例をしいていくということが、うまく実行できるかどうか、こういう問題はなお検討を要する点があると思つておりますが、下請代金の支払いを促進するという意味におきまして、現行法に反省を加える必要が私はたくさんあると思つておるわけ

外資法の改正問題につきましましては、いろいろ御議論がございまして、実はまだどういふ方向にこれを改正していくかという腹案はできておりません。御承知の通りに、外資法の所管は大蔵大臣でございます。大蔵大臣とわれわれと協議の上でこれを直していくというに相なりますので、まだどういふねらいを持つて改正案を作っていくかというところまで、実は参つてお

らぬという状況であります。○伊藤道雄君 現在外国の資本は日本にどの程度入つておるか、お伺いしたいと思つておりますが、外国といつても、おそろくアメリカが主体だと思つて、おもしろいかなともあるならば、個別を、大体の金額でつこうです。……もしお手元に資料があれば、別途資料として差し出していただいても結構です。おわかりであれば、承わりたい。

○政府委員(小笠公昭君) 手元に資料を持っておりません。後日資料として調査いたしまして、提出いたします。

○伊藤道雄君 では、つこう。次に、五人未満の零細な事業があるわけですが、そこに働く労働者のために、健康保険とか、あるいは厚生年金、失業保険、労災補償、こういうものを適用せしめることが非常に適切で

あるかと思つておりますが、この点についてお考えがあったら承わりたいと思つておる。

○政府委員(小笠公昭君) 常時使用する従業員五人未満のいわゆる零細企業といわれるものに対して、おあげになりましたような各種社会保障制度を導入するというにつきましましては、私はつこうだと思つておるわけですが、ただ、現段階におきまして、こまごま一挙に各種の社会保障制度を実施する、これの受入れ態勢の整備という問題がまだ残つておるのじゃないか。方向といたしましては、当然それだろつと思つておるわけですが、これらの順を追つて受入れ態勢の整備をはかり、一つそういう方向へ持つていきたいと、こういうふうに実は考えてお

○伊藤道雄君 次に、中小企業に対する金融機関として、国民金融公庫とか、あるいは中小企業金融公庫、商工中金ですか、こういう金融機関があるわけですが、せつかくこういう機関がいろいろあること、さらに利子が高い、こういうようなことで、実際中小企業の方々はあまり喜んでいないわけですが、借りたくも、その希望するときに借りられない。これではまことに弱い者いじめとなるように考えられるわけですが。この点、改善の意思があるかどうか、その点を伺いたいと思つておる。

○政府委員(小笠公昭君) 御指摘の三金融機関が、政府の関係機関として、中小企業金融の関係機関としてあるわけですが、昨年の秋ごろから思

するが、中小企業に各種金融機関を通じて出されておられる総額は約二兆四、五千億だと思つております。そのうちで、今おあげになりました三機関から出ている金額というものは、大体八・五%くらいという大体の比率を占めておられるとあります。この点から考えてみますと、御指摘のように、量が少な過ぎるということは言い得ると思うのであります。であります

が、この三機関の出している金融の目的というものは、それぞれ特色を持っております。たとえば中小企業金融公庫におきましては、普通の金融機関によつて融資の困難な長期金融というふうなものをやるということ、そのねらいにいたしておられます。また商工組合中央金庫におきましては、いわゆる組合金融を中心にしたおるのであります。国民金融公庫につきましては、御承知の通り、現在貸し出しの一件当り平均金額が約十九万円、十八万何千円というふうな、大体零細金融であります。零細といいますが、少額金融であります。これらの組織がそれぞれの主たる目的を持って動いておられますので、これに對しまして、これ以外の一般の金融というものが、銀行法に基く銀行、あるいは信用金庫法に基く信用金庫、あるいは相互銀行等、一般の金融機関を中心として事業経営がされていくように相成つておるのであります。私はただ大ざっぱにということ、先ほど申し上げましたようなこの三公庫の占める金額の割合が少いので、これを年々ふやしていくような方向にしなければならぬ、こういうふうに考えておるのであります。

で、利子につきましては、これは表向きの金利は、中小企業金融公庫につきましては年九分八厘、国民金融公庫におきましても大体九分八厘ないし九分五厘ということに相なつておる。商工組合中央金庫におきましては若干高くなりまして、長期のものになりますと約年利一割近くに、三銭一、二厘というところにならうかと思つておられます。これらの点は表向から見ますと、金利が割高のようには聞えるのであります。実際の経営の面から見ますと、これは、歩積み制度その他がございまして、両方から金利をとられるというふうな形になり、そういう点から計算して参りますと、必ずしも高いとは私は言い切れないのじゃないか、こういうふうなまあ実は見方をいたしておる。ただ、表向きが若干高いので、これを引き下げていかなければならぬ。引き下げていくためには、その各金融機関の貸出の原資のコストを引き下げていくような方向に努力して参りたい、こういうふうに考えておるのであります。

それから第三点として手続のお話がございましたが、この点は各方面からいろいろの苦情を承つておるわけでありまして、できるだけ簡便にするような指導をいたしておるのではありませんが、まだ借る方から申しますと、借る書式を書くのになれない人々が多いというふうなことで、感覚的に申しますと、なお手続が煩瑣だといふふうな御意見を承つておるわけでありまして、われわれといたしましては、金融の常時必要最小限度のいわゆる手続にしていこうと努力をいたしておるのであります。まだ今申し上げ

ましたような事情で、十分な目的達成ができておらぬ、こういう状況であります。

○伊藤顯道君 政務次官はそういうふうにおっしゃいますけれども、私どもが直接中小企業の方々といふ、まあこういう面についていつもお話ししておるわけですが、非常に手続がめんどうであるということ、利子が割高であるということ、どなたも訴えておるわけですが、ところが、大企業に對しては、大体全体の資金も多いし、手続も非常に簡単ですね。しかも、逆に利子も安い。これでは大資本擁護というふうな政策を出ていないわけですね。まことにその点は遺憾だと思つておられます。ぜひ借りたい人が借りられるような方策を講ずべきだと思つておる。金があつて、借りぬでもないという人は、簡単に借りられる。ぜひほしい、ここに五万円あるならばこの難局を切り抜けることができる、そういうふうな場合に、なかなか手続がめんどうで、利子が高いというふうなことで、この足を踏んでしまふわけですね。そういうことのないように、一つぜひ早急に手を打つていただきたいと思つておる。この大資本家に対してこういう逆の手を打つておるといふことはどういふわけであるか、この点を明らかにしていただきたい。

○政府委員(小笠公昭君) 手続の簡素化の問題、利子の点の問題、全く私もその方向にぜひ進んでいかなければならぬと思つておる。また、そういう努力を続けて参つておるのであります。で、逆の手を意圖的に打つておる、こういうことでは実はございません。われ

われといたしましては、中小企業というものの金融の所要額も小さいいたしますので、できるだけ一つこれを簡単に手続に持つていきたいと考えておる。

利子の問題は、私が先ほど申し上げましたように、商工中金の、たとえば貸付の金の原資が、六分五厘は最低つく。資金運用部の金を借りるにしましても六分五厘、また、債券の引き受けをする場合でも最低六分五厘の原資を、それに諸般の経費を加えるといふことになりまして、どうしても勢い貸付金利は高くなるのであります。そこで、原資に利子のかからないような、原資自体が安くなるというふうな方向に努力をしなければ、この金利問題といふものは片付かない。あるいは別の線から利子補給制度といふものも一応考えられましようが、これは邪道でありますので、どういたしまして、貸すべき原資を安くする方向に実は努力をして参つておるのであります。また、利子にまかせません。ぜひそういう方向に一段の努力をいたしたい、こういうふうに考えておる。

○伊藤顯道君 次に、現在中小企業を苦しめておる物品税、これを急に、一切同時にいふことはできないのでありましようけれども、漸進的にこれを廃止する考えはないかどうか、この点お伺いしたいと思います。

○政府委員(小笠公昭君) 私は、この前の委員会では、テレビの物品税のお話でございまして、物品税は、中小企業の立場から申しまして、これを全廃する方向に持つていくべきものだと思つておるのであります。ただ、実際問題といたしまして、一挙に

そこまで運びかねますので、通渡の方向に持つていく、そういうふうないたさなければならぬ。これらが実際問題として、中小企業金融の圧迫になる、あるいは売り値を高くする、こういう要素をなしておると思つておるので、漸渡の方向にぜひ持つていくようにいたしたい。そういう趣旨で大蔵財務当局とも、いづれも交渉いたしておる。一度に参りませんが、漸次物品税、課税品目の整理をいたしまして、縮小いたしておる。こういう状況であります。ぜひそういう努力を続けて参りたい、こういうふうに考えておる。

○伊藤顯道君 それと同時に、大企業中心の租税特別措置法という悪法があるわけですね。これも一つぜひ廃止していただきたいし、また廃止すべきだと思つておるわけですね。

○政府委員(小笠公昭君) 租税特別措置法の問題につきましては、私は、これを廃止するという方向に今のところは行きにくいじゃないかと実は考えておるのであります。二十六国会におきまして、租税特別措置法に適用品目になつておる品目、特別償却制度を認めておる品目の整理をたくさんいたしたことは、御承知の通りであります。つまり、記憶は違つておるかもしれませんが、四百数十億のいわゆる特別償却その他の優遇措置を整理いたしたのであります。これは、日本の国の経済をより高度化し、近代化していく、こういう一つのものに、新しい産業のまだ技術の安定しない状況におきまされる際に、租税上の負担といふものを軽減して、新しい企業の培養をはかつていくといふことは、日本の現段階においては私ははやむを得ないじや

ないか。ただ、一応企業が技術的に安定し、経営の見通しも立ったというよりなときには、時を移さず整理をしていくという方向はとらなければならぬ。せんが、基本的には、現在の日本の産業の実態から見まして、こういう新規産業の育成上の措置として必要じゃないか、こういうふうに考えております。

○伊藤道雄君 先ほど政務次官は、中小企業の対策として、中小企業の合理化とか近代化、こういうことを主張されたわけですが、まことにけっこうだと思ふ。ところが、三十二年、三十三年、この程度の中小企業対策費ではなかなか近代化、合理化というところは実際には不可能だと思ふ。そこで結論として、いまだ中小企業対策費を大幅に増額すべきだと思ふ。この点についてお考えがあるかどうか、お伺いしたい。

○政府委員(小笠公昭君) 中小企業の設備の近代化の経費の少いことは、私も同感であります。これはできるだけふやして参る。すでに御承知の通り、政府補助は大体設備費の六分の一、府県が同額持ちまして、三分の一が補助という形になっておる。補助と申しましても、無利子五年長期一カ年据置の形をとつておるのであります。これは、どうしても金額をふやして参らなければならぬ、こういうふうに考えておるのであります。と同時に、中小企業の設備の近代化は、私は、設備の短期償却が行えるような方向に参らないといかぬのじゃないか。そうして常に企業に余裕を持たしながら、設備の更新のチャンスを与えていく、こういう方向におきましてぜひ努力をしていきたい、こう考えております。

○伊藤道雄君 百貨店法の第五条を見ますと、中小企業者、中小商工業者の利益を著しく害する場合には、営業を許可してはならない、こういう意味の条項があるわけですが、ところが、現実には、百貨店法が実施になった以後も、続々と百貨店が開店しておるわけですが、そうして中小企業を圧迫しておる、こういうふうに私どもは見ておるわけですが、それよりも、そういうことではまことに遺憾なことだ、これは通商省の責任にもなろうと思ふのです。この点についての見解をお伺いしたい。

○政府委員(小笠公昭君) 百貨店法第五条の規定は、御指摘のような内容になっておるのでありますが、同法によりますれば、百貨店の営業の許可あるいは売場面積の拡大の許可等々の事項につきましても、百貨店審議会の議を経て政府が措置することに相なつておるのであります。百貨店審議会の審議におきましては、その売場面積を認めることによつて当該地域におきまする小売商の売り上げにどういふ影響を与えるだろうか、従来どういふふうな小売商の売り上げがあり、その売り上げの増加のテンポがどうか、その売り上げの増加のテンポがどうか、このように新しく売り場面積を広げた場合にどうなるかというところを、可能な範囲におきまして数字的な材料等を取りまして、検討いたしておるのであります。この同法はまた、許可認可に際しまして、当該百貨店、将来百貨店設立予定地の商業会議所、商業会議所がないときには当該地域の商業者の団体の意見を徴することになっておるのであります。具体的にはローカルな実情を反映していく、こういうことになつておるのであります。百貨店の認可

に当りまして、小売商業者への影響というものを十分配慮して審議がなされておるものと、私は実は考えておるのではありません。

○伊藤道雄君 その同法は、百貨店審議会の意見を尊重してということでありますが、今まで百貨店審議会の意見に反して許可したことはありますか、その点を……。

○政府委員(小笠公昭君) 百貨店の議を経て、あるいはまた百貨店の議に反して、行政処分をしたことはございません。

○伊藤道雄君 百貨店が往々出張販売したり、あるいはまたお客を送迎したりすることを見受けるわけですが、そういうことは中小商業者を非常に不利にするということが考えられるが、そういう場合には通商省は報告をすることができるといふような手ぬるい条項があるわけですが、もしその報告をすなわち受け入れれば問題ないわけですが、その報告を業者が受け入れなかった場合には、どういふふうな措置が講じられるか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(小笠公昭君) 百貨店の送迎バスあるいはおとり販売等々に関しましては、先ほど申し上げました独禁法に基きます特殊指定としてこれを禁止し、不正競争の一形態として指定いたしておるのであります。同時に、日本百貨店協会におきまして自衛措置を講じておるのであります。同業者の中の申し合せとして、それをやらないように実はいたしておるのであります。これは戦前の百貨店法におきましては、百貨店組合といふものを作りまして、組合の統制規定としてこれを

守つておつたのでありますが、現行百貨店法ではそういうことをいたしておりません。

で、今伊藤さんの言われる同法第九条に規定しておる問題で、著しく当該地域の小売商の営業活動に影響を及ぼす場合に通商大臣が勧告ができると、こういう規定があるわけですが、同法によりまして勧告をいたしましてこれを聞かないときはどうなるかと申しますと、同法第九条に罰則はございません。従ひまして、勧告に終ることになるのでありますが、社会的な制裁といふものが当然に予想されます。従ひまして、勧告の手段によつて私は目的を達し得ると、こういうふうに見ておるのであります。

○伊藤道雄君 一応わかりますけれども、勧告以上に罰則も何も無い、社会的制裁だけを待つておるといふことは、まことに手ぬるいと思ふのであります。ところが、もつと徹底的に、中小企業者を擁護する立場から、何とか手を講ずる必要があると思ひますが、現在そういう法律がないとしても、何か具体的に考えるべきだと思ふのであります。が、そういうお考えがありますか、どうですか、そういう点を……。

○政府委員(小笠公昭君) たとえば送迎バスのような問題になりますと、非常に目に見えて簡単で、取締りが案でございまして、また一時問題になりました百貨店納入者から手伝い人夫を出す——人夫といふと、死んでございしますが、こういうふうな形態のはつきりしたものは取締りが案であります。たとえば不当返品の問題等々の営業行為自体に関係しておる問題になりますと、いわゆる取締りといふものが

実に非常にむずかしいのであります。また罰則の適用をするにいたしましては、なかなか捕提が困難だといふのが私は実情だと思ふのであります。そこで、こういう社会的に大きな焦点になつております百貨店といふものの取締りといふものは、社会的な制裁、この百貨店がこういういふ法律違反のこと、あるいは小売商に非常に弊害をもたらしておるといふような点につきまして、これを公表することによつてある程度の効果があるんじゃないか。

罰則を嚴重にすることのみによつては、私は目的を達し得ないじゃないか。御承知の通り、すでに御承知だと思いますが、四月一日から実施されます中小企業団体の組織に関する法律につきましても、業種別に一応商業者、たとえば小売業者の組合もございしますが、この組合等は百貨店を相手にして団体交渉権を持つ。この団体交渉権によつてそういう問題を若干防止していきけるんじゃないか、こういうふうには考えておるのであります。

○伊藤道雄君 百貨店に別会社といふものがあつて、これの経営についても、実質的には百貨店の支店のようなものだと思ふわけですが、非常に中小商業者を圧迫することにならうと思ふのですが、この点はいかがお考えですか。

○政府委員(小笠公昭君) たとえば、例をあげて悪いのかもわかりませんが、東横が東光ストアというふうな名前を出してあります。こういう傾向が実は出てきておるのであります。これが

は出てきておるのであります。これが

当該地元の小売商に対する一つの脅威である、これは事実でございます。これを取り締っていくという法規は、現在のところございません。ただ一つ、そういう行為がいわゆる独占禁止法にいう不正取引の要素をなすかどうかという点につきまして、一つの法的な手がかりができるのでありますが、現在の発展程度では私は必ずしもいいじゃないか、解釈上、こういうふうな考え方をいたしております。従いまして、この問題につきましては、もしそれがたとえ郊外地等におきます小売商に強い圧迫を与えるという場合には、別途の措置を講じなければならぬ。そうしなければ、ただいまの法制下においてこれを取り締っていくということは不可能である、こういうふうな考え方をいたします。

○伊藤道雄君 この百貨店の別会社の経営について、三月の下旬に百貨店審議会を開いて審議すると、そういうふうな承知しておるわけですが、もうすでにあったと思うのですが、どのようなことが審議されて、どういふ結論を得たか、大要でけっこうですが、承わりたい。

○政府委員(小笠公昭君) 私は実は、百貨店審議会での問題を取り上げたかどうか存じておりません。ただ、百貨店審議会の職務権限という点から考えますと、そういう問題が審議会の議になり得るかどうかが、こういう問題もあり得るのではないかと思います。これはよく調べてみますが、まだそういう問題を正面から取り上げた審議会を開いたように実は聞いておりません。

○伊藤道雄君 それでは、次回までに御調査の上、御報告をいただきたいと思ひます。

次に、計量法施行法を見ますと、第三條、第六條で、本年一ぱいで尺貫法及びヤードポンド法、こういうものが廃止になるわけですね。そこで、来年一月一日から新計量法が実施されるわけですが、実際に町中で、たとえばデパートなどを見ますと、大体新計量法が実施されておるようでありまして、一般小売商などでは、あまりまだ徹底していない向きも多いと思ひます。来年の一月一日に新計量を控えて、その点遺憾がないかどうか、見通しは心配ないのかどうか、この点をお伺ひしておきます。

○政府委員(小笠公昭君) 御承知の通り、計量法をメートル法に統一する問題は、古い歴史をもつて今日まで参つておるものでありまして、本年一ぱいでメートル法に切りかえられ、尺貫法及びヤードポンド法が廃止される、こういうことに相なつております。

この法律の施行につきましては、まだいろいろな面におきまして十分な周知徹底ができておらない面もあらうかと思ひますので、来年度の目下御審議を願つております予算におきましては、約一千万円の予算をとりまして、この啓蒙宣伝を十分にやつていきたいというふうに考えておるのであります。

なお、同法におきまして、計量法の統一に關します、整理に關する法律におきましては、各種法律にありまして尺貫法あるいはヤードポンド法等の規定のところを直しておるのであります。が、それには、たとえば土地あるいは

は建物の台帳というふうな非常に困難なものにつきましては約七年の余裕を与える、あるいは航空機等の輸送に關しては当分の間世界の慣行が一致するまでそのまゝいとか、實際上の状況に應じて若干の猶予期間を、土地、建物の七年を最大限にいたしました。猶予期間を設けておるのであります。その間に啓蒙宣伝をいたしまして、この周知徹底して実施をはかつていききたい、こういうふうに考えております。

○伊藤道雄君 この新計量法については、相当長い準備期間があつたわけですね。そこで、その長い間を要したゆゑに宣伝啓蒙に努めてきたならば、一月一日実施を控えて、今になってあつてその心配せぬでもないと思ひますが、今、政務次官も見通しについて、はつきりとなかなかつたが、来年一月一日から確信をもつて実施できるのかどうか、この点をお伺ひしておるわけですが。

○政府委員(小笠公昭君) 私は、この問題は一つは各個人の年令層によつて感覚が非常に違ふと思ひますが、三十年代以下の若い人はほとんどメートル法でいろいろなものを見ておる、こういう状況にまでなつておると思ひます。そういうふうな情勢から考えますと、今申し上げたやうな手を打ちますと、来年の一月一日から、取引及び証明に關する限り、ポンド計量法をメートル法で施行するといふことで、混乱は来たさなないものといふふうに考えております。

○伊藤道雄君 次に、方向を変えて、火薬類製造の許可権が通産省にあるわけですが、お伺ひしたいのは、花火の製造もその中に入つておりますか、それをもつてお伺ひしたい。

○政府委員(齋藤正年君) これは火薬取締法の適用範囲に入つております。

○伊藤道雄君 入つておりますね。そこで、お伺ひいたしますが、花火工場とときどき事故を起して、死傷者を出しておるわけですが、これはいろいろないろいろな災害防止の対策に遺憾の点があるのではないかと思ひます。この点はどうですか、お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(齋藤正年君) 火薬類の取締りにつきましては通産省が所管をしておりますが、それぞれ末端の現実の取締りは、府県の係官が中心になつてやつておるわけでございます。今お話しの花火の工場でございますが、非常に零細なものが多くございまして、それから、実は従来災害が起るたびにあらためて通牒を出したり、会議を行つたり、あるいは場合によつては直接通産省の係官を派遣したりいたしまして、取締りの強化をやつておるのでございまして、どうも非常に零細な企業が多いものでございまして、ときどきこういう問題を起して大へん遺憾に思つておりますが、現在の取締りが非常にルーズだからといふふうにはわれわれ考えておりませんので、取締りとしては、現在の実情からすればかなり厳格な取締り、たとえばいろいろな防火上の基準その他につきましては、よほど厳重な基準が設けられておる。ただ、主として災害が起りますのは、定められた保安上の基準並びにその要求する作業方法に關する規定といふやうなものを十分守らないといふやうなケースが、實際災害を起す場合に多

いのでありまして、この点は絶えず作業者に注意を喚起しておくということが非常に大事でありますけれども、どうも實際にはそういう場合の注意の弛緩から事件が起ることが多いという事実であります。その点は非常に残念に思つておりますが、現在の取締りのやり方が非常に手ぬるいから事故が起るのだといふようには、考えられないのじゃないかと思ひます。

○伊藤道雄君 次に、鉄鋼とか繊維業、そういう方で在庫品あるいは需要供給の調整、そういう措置のおくれから操短強化をやつておりますが、そうして中小企業、またその労働者の解雇という形でさういふ悪影響が出ておると思いますが、こういう面に対してどのような対策が講ぜられておるか、お伺ひいたします。

○政府委員(小笠公昭君) まず繊維につきましては、御指摘のやうに、市況が非常に悪いのでありまして、特に人造絹糸においてはなほだしいので、これらの措置につきましては、遺憾ながら操短といふものを行なつて市場の荷もたれをできるだけ少くしていく、こういう措置を講じておるのであります。また、人造絹糸の通りに、従来インドネシアその他に輸出が多かつたものが、輸出がきかなくなつたといふやうな事情から、荷もたれを来たしておるのであります。これらの問題につきましては、三銘柄でありますかを限りまして、一手買取会社を作りまして市場操作をするということにいたして、近く発足することになっております。同時に、人造絹糸あるいは綿スフ織物といふやうなものにつきまして

が非常に不況になつてきたので、対米輸出も非常に制約されてきて、中小企業に憂慮されると思うのですが、その点についてどのような手を打たれていま

すか。

○政府委員(小笠公昭君) アメリカの景気の後退が日本の対米輸出を相当弱めやせぬかと、こゝう御心配であります。私も、私どもも心配をいたしておるものであります。アメリカの需要とい

ふものと日本からアメリカに入つておる輸出の量、特に中小企業製品等の雜貨を中心として考えますと、アメリカの需要に比べて非常に小さい部分であります。小さい部分でありますので、特殊のものを除きましては、ほとんどパーセンテージが低いというよう

なことから、今後の努力によりましては、私は従来程度の輸出実績を維持していくといふことは可能ではないか、こゝういふふうに考えております。

○八木幸吉君 アルコール専売のことです。少しお伺いしたいのですが、時間がだいたい過ぎましたから、資料だけお願ひしておいて、この次にしましうか。

○委員長(藤田進君) どうぞ。

○八木幸吉君 それでは、資料をお願いをいたしておきます。

第一は、アルコールの官営工場と民営工場のコストの比較、それから操短率、それからもし今相当操短しておれば、これを集中生産に切りかえたらどういったような利害得失があるかとい

う問題、それから原価の要素になつてゐるたとえば原料代とか燃料代、労務費、その他の仕訳、それから売掛金の回収状況、そゝういふことをなるだけ

わかりやすい一つ資料を提出していただきたいと思ひます。

○田畑金光君 この間の委員会では、私、外務省の關係者に出席するように要求してゐたわけですが、コロンボ・プランの問題で外務省に質問したい、こゝう思つてゐたわけですが、本日出席

がないのは遺憾で、この次の委員会には必ず委員長の方から連絡をとられて、出席するように要求しておいてもいいと思ひます。

それからもう一つ、これは通産当局にお願ひしたいことは、この外国意匠の盗用防止措置についてという資料をいただいたわけですが、この中で品目別

に今日までの該当件数が出ておるわけですが、それども、もう少し纖維關係、雜貨關係、輕機械關係等々、あるいは仕向け地別に分類されておるが、内容をもう少し一つ掘り下げて、どう

いうような盗用事項であつたのか、これを次の機会に資料として提出していただきたいと思ひます。

○委員長(藤田進君) ただいまの田畑委員の御発言に関連することですが、事務当局を通じて種々連絡をいたしておりますが、現在在外公館長會議が開かれておるので、今週一ぱいは出席が困難である、こゝういふ連絡がありま

すので、なお努力をしたいと思ひます。

○八木幸吉君 きょういいただきました航空關係製造修理実績一覽表、これは航空機武器製作の一覽表になつてお

りますが、この数字の中で、防衛庁以外のものが幾らかおありになりますか。もしあれば、どれとどれとが防衛庁關係でないといふことだけお伺ひ

たしたいと思ひます。

○説明員(伊藤繁樹君) ただいまの田畑先生の御要求の資料、できるだけととのえるようにいたしますが、意匠の問題は実は法律的には私的ベースで問題になりまして、全部が役所のルー

トを通じて解決される性質のものでございませぬので、できるだけ歸りまして詳細に調べて、御要求に沿うような資料を出すように努力はいたし

ますが、十分なものができませんかど

うか、ちよつと自信がございません。

○政府委員(齋藤正年君) 航空關係の資料でございしますが、これは民間の分も入つておるのでございしますが、分け

てははつきりしてございせんので、民間のものはわずかなものでございすから、さらに資料を提出するようにいたします。

○田畑金光君 先ほど私、出席を求めた外務省の關係者といふのは、外務大臣、あるいは何とも時間のやりくり等

で来られない場合は外務次官、外務大臣が外務次官に出席を求め、こゝういふこととございす。

○委員長(藤田進君) 要求しておきます。暫時休憩いたします。

午後零時三十一分休憩
〔休憩後再開に至らなかつた〕
三月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農林省設置法の一部を改正する法律案
農林省設置法の一部を改正する法律案
農林省設置法の一部を改正する法律案
農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第五号の六の次に次の一号を加える。

五の七 農村建設青年隊事業に関すること。

第二十五條第一項中「農林畜水産物、飲食料品及び油脂の検査」を「輸出に係る農林畜水産物、飲食料品及び油脂の検査を行い、並びに農林省の所掌事務に係る指定貨物についての指定検査機関の行う検査の指導監督」に改める。

第三十三條第一項に次の一号を加える。

八 家畜、家さん及びみつばちの飼養管理及び改良増殖並びに草地の改良に関する調査研究

第四十七條中「三部」を「四部」に、「総務部」を「経理部」に改める。

第四十八條中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の二を第六号とし、同条の次に次の二条を加える。

(経理部の事務)
第四十八條の二 経理部において

は、左の事務をつかさどる。
一 食糧庁の所掌事務に係る一般會計及び食糧管理特別會計につ

いての経費及び収入の予算、決算及び會計並びに會計の監査に関すること。
二 前号に規定する一般會計及び特別會計に係る行政財産及び物品を管理すること。

三月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案
運輸省設置法の一部を改正する法律案
運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第九号中「頒布し」を「作成し、頒布し」に改め、同項第二十九号を次のように改める。

二十九 倉庫業に關し、許可し、認可し、又は必要な命令をすること。

第四條第一項第四十四号の十一を次のように改める。

四十四の十一 觀光事業を助成すること。

第六條第一項中第四号を削り、第四号の二を第四号とし、第四号の三を第四号の二とする。

第十七條第二項を削る。
第十九條中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第二十一條に次の二項を加える。
3 海運局に、次長一人を置く。
4 次長は、局長を助け、局務を整理する。
第二十二條第六号を次のように改める。
六 運輸省の所掌事務に關する調査一般に關すること。
第二十二條第六号の次に次の一号を加える。

六の二 運輸省の所掌事務に関する統計の企画、普及及び整理に關すること。

第二十三條第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第二号の二を第二号とし、同項第十号中「海難救助の制度」を「遭難船舶の救護並びに漂流物及び沈没品の処理に関する制度」に改め、同項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 船舶の航行の安全に關する事務の総合調整に關すること。

第二十三條第二項に次の一号を加え、同条第三項を削る。

四 連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)の規定による連合国財産である船舶の保全及び返還その他対外關係事務に係る船舶に關すること(他の所掌に關するものを除く。)

第二十四條第二項を削る。

第二十六條第一項第九号及び第十号を次のように改める。

九 倉庫業その他の保管事業に關する許可及び認可に關すること。

十 倉庫業その他の保管事業に關する料金及び寄託約款に關すること。

第二十六條第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に關すること。

第二十八條第一項第八号の五の次に次の一号を加える。

八の六 駐車場に關すること。

第二十八條第一項中第九号から第十三号までを次のように改め、第十三号の二から第十三号の四までを削る。

九 自動車の登録及び自動車抵当に關すること。

十 道路運送車両の整備及び検査に關すること。

十一 自動車車庫に關すること。

十二 自動車整備士の技能検定その他自動車整備士に關すること。

十三 自動車分解整備事業の認定、優良自動車整備事業者の認定その他自動車の整備事業に關すること。

第二十八條第一項中第二十号を第二十四号とし、第十四号から第十九号までを四号ずつ繰り下げ、同項第十三号の次に次の四号を加える。

十四 軽車両及び自動車用代燃装置の生産並びに軽車両、自動車用代燃装置及び自動車車庫に關する工業標準に關すること。

十五 道路運送車両その他の道路運送及び通運の用に供する機械器具並びにこれらの使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の改善、需給の調査及びあつたば並びに配分に關すること。

十六 所掌事務に係る指定貨物の輸出検査の基準及び輸出検査に關すること。

十七 前各号に掲げるものの外、道路運送車両の使用及び保安に關すること。

第二十八條第三項中「第八号の五」を「第八号の六」に、「第十三号の四」を「第十七号」に改める。

第二十八條の二第一項第十号を次のように改める。

十 飛行場の設置及び管理(第一号の二に掲げるものを除く。)

第二十八條の二第一項第十一号中に「及び航空保安施設」を削り、同号の次に次の二号を加える。

十一の二 飛行場の建設、改良及び維持に關すること。

十一の三 航空保安施設の設置及び管理並びに航空保安施設の改善のための調査及び研究に關すること。

第二十八條の二第一項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の四 航空運送代理店業及び航空運送取扱業に關すること。

第二十八條の二第一項第十五号を次のように改める。

十五 航空機に關する事故の調査に關すること。

第二十八條の二第二項中「第五号から第七号まで、第十三号から第十四号の三まで」を「第十号から第十一号まで、第十三号から第十四号の四まで」に、「同項第二号から第四号まで、第八号から第十二号まで」を「同項第二号から第九号まで、第十一号の二から第十二号まで」に改める。

第二十八條の三第五号を次のように改める。

五 旅行あつたば業に關すること。

第三十一條第三項中「及び八幡市」を「八幡市及び茨城県那珂郡東海村」に改める。

第四十條第一項第二十一号中「及び臨港倉庫業」を削り、同項第二十二号の次に次の二号を加える。

二十二の二 臨港倉庫業に關する許可及び認可に關すること。

二十二の三 臨港倉庫業の発達、改善及び調整に關すること。

第四十條第二項第二号を次のように改める。

二 連合国財産の返還等に関する政令の規定による連合国財産である船舶の保全及び返還その他対外關係事務に係る船舶に關すること。

第五十一條第一項中第十一号から第十四号までを次のように改める。

十一 自動車の登録及び自動車抵当に關すること。

十二 道路運送車両の整備及び検査に關すること。

十三 自動車車庫に關すること。

十四 自動車整備士の技能検定その他自動車整備士に關すること。

第五十一條第一項第十四号の次に次の二号を加える。

十四の二 自動車分解整備事業の認定、優良自動車整備事業者の認定その他自動車の整備事業に關すること。

十四の三 前各号に掲げるものの外、道路運送車両の使用及び保安に關すること。

第五十一條第一項第十六号を次のように改める。

十六 倉庫業(臨港倉庫業を除く。)

第五十一條第一項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 倉庫業(臨港倉庫業を除く。)

第五十一條第一項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 倉庫業(臨港倉庫業を除く。)

第五十一條第一項第十六号の次に次の一号を加える。

附則
この法律は、公布の日から施行する。三月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、農林省定員外職員の定員化に關する請願(第九三九号(第九四二号)(第九四三号)(第九四四号)(第九四七号)(第九四八号)(第九四九号)(第九五〇号)(第九五一号)(第九五二号)(第九五三号)(第九五四号)(第九五五号)(第九五六号)(第九六一号)(第九六五号)(第九六六号)(第九六九号)(第九七八号)(第九八二号)(第九八三三三)(第九九三三三)(第一〇〇〇号)(第一〇〇一三三)(第一〇〇二二二)(第一〇〇三三三)(第一〇〇四四四)(第一〇〇五五五)(第一〇〇六六六)(第一〇〇七七七)(第一〇〇八八八)(第一〇〇九九九)(第一〇一〇一〇)(第一〇一一一一)(第一〇一二二二))

一、農林省定員外職員の定員化に關する請願(第一〇四三三三)(第一〇四四四四)(第一〇四五五五)(第一〇四六六六)(第一〇四七七七)(第一〇四八八八)(第一〇四九九九)(第一〇五〇〇〇)(第一〇五〇〇一)(第一〇五〇〇二)(第一〇五〇〇三)(第一〇五〇〇四)(第一〇五〇〇五)(第一〇五〇〇六)(第一〇五〇〇七)(第一〇五〇〇八)(第一〇五〇〇九)(第一〇五〇一〇)(第一〇五〇一一)(第一〇五〇一二)

一、農林省定員外職員の定員化に關する請願(第一〇四三三三)(第一〇四四四四)(第一〇四五五五)(第一〇四六六六)(第一〇四七七七)(第一〇四八八八)(第一〇四九九九)(第一〇五〇〇〇)(第一〇五〇〇一)(第一〇五〇〇二)(第一〇五〇〇三)(第一〇五〇〇四)(第一〇五〇〇五)(第一〇五〇〇六)(第一〇五〇〇七)(第一〇五〇〇八)(第一〇五〇〇九)(第一〇五〇一〇)(第一〇五〇一一)(第一〇五〇一二)

一、農林省定員外職員の定員化に關する請願(第一〇四三三三)(第一〇四四四四)(第一〇四五五五)(第一〇四六六六)(第一〇四七七七)(第一〇四八八八)(第一〇四九九九)(第一〇五〇〇〇)(第一〇五〇〇一)(第一〇五〇〇二)(第一〇五〇〇三)(第一〇五〇〇四)(第一〇五〇〇五)(第一〇五〇〇六)(第一〇五〇〇七)(第一〇五〇〇八)(第一〇五〇〇九)(第一〇五〇一〇)(第一〇五〇一一)(第一〇五〇一二)

一、農林省定員外職員の定員化に關する請願(第一〇四三三三)(第一〇四四四四)(第一〇四五五五)(第一〇四六六六)(第一〇四七七七)(第一〇四八八八)(第一〇四九九九)(第一〇五〇〇〇)(第一〇五〇〇一)(第一〇五〇〇二)(第一〇五〇〇三)(第一〇五〇〇四)(第一〇五〇〇五)(第一〇五〇〇六)(第一〇五〇〇七)(第一〇五〇〇八)(第一〇五〇〇九)(第一〇五〇一〇)(第一〇五〇一一)(第一〇五〇一二)

一、農林省定員外職員の定員化に關する請願(第一〇四三三三)(第一〇四四四四)(第一〇四五五五)(第一〇四六六六)(第一〇四七七七)(第一〇四八八八)(第一〇四九九九)(第一〇五〇〇〇)(第一〇五〇〇一)(第一〇五〇〇二)(第一〇五〇〇三)(第一〇五〇〇四)(第一〇五〇〇五)(第一〇五〇〇六)(第一〇五〇〇七)(第一〇五〇〇八)(第一〇五〇〇九)(第一〇五〇一〇)(第一〇五〇一一)(第一〇五〇一二)

一、農林省定員外職員の定員化に關する請願(第一〇四三三三)(第一〇四四四四)(第一〇四五五五)(第一〇四六六六)(第一〇四七七七)(第一〇四八八八)(第一〇四九九九)(第一〇五〇〇〇)(第一〇五〇〇一)(第一〇五〇〇二)(第一〇五〇〇三)(第一〇五〇〇四)(第一〇五〇〇五)(第一〇五〇〇六)(第一〇五〇〇七)(第一〇五〇〇八)(第一〇五〇〇九)(第一〇五〇一〇)(第一〇五〇一一)(第一〇五〇一二)

一、農林省定員外職員の定員化に關する請願(第一〇四三三三)(第一〇四四四四)(第一〇四五五五)(第一〇四六六六)(第一〇四七七七)(第一〇四八八八)(第一〇四九九九)(第一〇五〇〇〇)(第一〇五〇〇一)(第一〇五〇〇二)(第一〇五〇〇三)(第一〇五〇〇四)(第一〇五〇〇五)(第一〇五〇〇六)(第一〇五〇〇七)(第一〇五〇〇八)(第一〇五〇〇九)(第一〇五〇一〇)(第一〇五〇一一)(第一〇五〇一二)

一、農林省定員外職員の定員化に關する請願(第一〇四三三三)(第一〇四四四四)(第一〇四五五五)(第一〇四六六六)(第一〇四七七七)(第一〇四八八八)(第一〇四九九九)(第一〇五〇〇〇)(第一〇五〇〇一)(第一〇五〇〇二)(第一〇五〇〇三)(第一〇五〇〇四)(第一〇五〇〇五)(第一〇五〇〇六)(第一〇五〇〇七)(第一〇五〇〇八)(第一〇五〇〇九)(第一〇五〇一〇)(第一〇五〇一一)(第一〇五〇一二)

一、農林省定員外職員の定員化に關する請願(第一〇四三三三)(第一〇四四四四)(第一〇四五五五)(第一〇四六六六)(第一〇四七七七)(第一〇四八八八)(第一〇四九九九)(第一〇五〇〇〇)(第一〇五〇〇一)(第一〇五〇〇二)(第一〇五〇〇三)(第一〇五〇〇四)(第一〇五〇〇五)(第一〇五〇〇六)(第一〇五〇〇七)(第一〇五〇〇八)(第一〇五〇〇九)(第一〇五〇一〇)(第一〇五〇一一)(第一〇五〇一二)

一、農林省定員外職員の定員化に關する請願(第一〇四三三三)(第一〇四四四四)(第一〇四五五五)(第一〇四六六六)(第一〇四七七七)(第一〇四八八八)(第一〇四九九九)(第一〇五〇〇〇)(第一〇五〇〇一)(第一〇五〇〇二)(第一〇五〇〇三)(第一〇五〇〇四)(第一〇五〇〇五)(第一〇五〇〇六)(第一〇五〇〇七)(第一〇五〇〇八)(第一〇五〇〇九)(第一〇五〇一〇)(第一〇五〇一一)(第一〇五〇一二)

一、農林省定員外職員の定員化に關する請願(第一〇四三三三)(第一〇四四四四)(第一〇四五五五)(第一〇四六六六)(第一〇四七七七)(第一〇四八八八)(第一〇四九九九)(第一〇五〇〇〇)(第一〇五〇〇一)(第一〇五〇〇二)(第一〇五〇〇三)(第一〇五〇〇四)(第一〇五〇〇五)(第一〇五〇〇六)(第一〇五〇〇七)(第一〇五〇〇八)(第一〇五〇〇九)(第一〇五〇一〇)(第一〇五〇一一)(第一〇五〇一二)

一、農林省定員外職員の定員化に關する請願(第一〇四三三三)(第一〇四四四四)(第一〇四五五五)(第一〇四六六六)(第一〇四七七七)(第一〇四八八八)(第一〇四九九九)(第一〇五〇〇〇)(第一〇五〇〇一)(第一〇五〇〇二)(第一〇五〇〇三)(第一〇五〇〇四)(第一〇五〇〇五)(第一〇五〇〇六)(第一〇五〇〇七)(第一〇五〇〇八)(第一〇五〇〇九)(第一〇五〇一〇)(第一〇五〇一一)(第一〇五〇一二)

一、農林省定員外職員の定員化に關する請願(第一〇四三三三)(第一〇四四四四)(第一〇四五五五)(第一〇四六六六)(第一〇四七七七)(第一〇四八八八)(第一〇四九九九)(第一〇五〇〇〇)(第一〇五〇〇一)(第一〇五〇〇二)(第一〇五〇〇三)(第一〇五〇〇四)(第一〇五〇〇五)(第一〇五〇〇六)(第一〇五〇〇七)(第一〇五〇〇八)(第一〇五〇〇九)(第一〇五〇一〇)(第一〇五〇一一)(第一〇五〇一二)

一、農林省定員外職員の定員化に關する請願(第一〇四三三三)(第一〇四四四四)(第一〇四五五五)(第一〇四六六六)(第一〇四七七七)(第一〇四八八八)(第一〇四九九九)(第一〇五〇〇〇)(第一〇五〇〇一)(第一〇五〇〇二)(第一〇五〇〇三)(第一〇五〇〇四)(第一〇五〇〇五)(第一〇五〇〇六)(第一〇五〇〇七)(第一〇五〇〇八)(第一〇五〇〇九)(第一〇五〇一〇)(第一〇五〇一一)(第一〇五〇一二)

一、農林省定員外職員の定員化に關する請願(第一〇四三三三)(第一〇四四四四)(第一〇四五五五)(第一〇四六六六)(第一〇四七七七)(第一〇四八八八)(第一〇四九九九)(第一〇五〇〇〇)(第一〇五〇〇一)(第一〇五〇〇二)(第一〇五〇〇三)(第一〇五〇〇四)(第一〇五〇〇五)(第一〇五〇〇六)(第一〇五〇〇七)(第一〇五〇〇八)(第一〇五〇〇九)(第一〇五〇一〇)(第一〇五〇一一)(第一〇五〇一二)

一、農林省定員外職員の定員化に關する請願(第一〇四三三三)(第一〇四四四四)(第一〇四五五五)(第一〇四六六六)(第一〇四七七七)(第一〇四八八八)(第一〇四九九九)(第一〇五〇〇〇)(第一〇五〇〇一)(第一〇五〇〇二)(第一〇五〇〇三)(第一〇五〇〇四)(第一〇五〇〇五)(第一〇五〇〇六)(第一〇五〇〇七)(第一〇五〇〇八)(第一〇五〇〇九)(第一〇五〇一〇)(第一〇五〇一一)(第一〇五〇一二)

一、農林省定員外職員の定員化に關する請願(第一〇四三三三)(第一〇四四四四)(第一〇四五五五)(第一〇四六六六)(第一〇四七七七)(第一〇四八八八)(第一〇四九九九)(第一〇五〇〇〇)(第一〇五〇〇一)(第一〇五〇〇二)(第一〇五〇〇三)(第一〇五〇〇四)(第一〇五〇〇五)(第一〇五〇〇六)(第一〇五〇〇七)(第一〇五〇〇八)(第一〇五〇〇九)(第一〇五〇一〇)(第一〇五〇一一)(第一〇五〇一二)

一、農林省定員外職員の定員化に關する請願(第一〇四三三三)(第一〇四四四四)(第一〇四五五五)(第一〇四六六六)(第一〇四七七七)(第一〇四八八八)(第一〇四九九九)(第一〇五〇〇〇)(第一〇五〇〇一)(第一〇五〇〇二)(第一〇五〇〇三)(第一〇五〇〇四)(第一〇五〇〇五)(第一〇五〇〇六)(第一〇五〇〇七)(第一〇五〇〇八)(第一〇五〇〇九)(第一〇五〇一〇)(第一〇五〇一一)(第一〇五〇一二)

一、農林省定員外職員の定員化に關する請願(第一〇四三三三)(第一〇四四四四)(第一〇四五五五)(第一〇四六六六)(第一〇四七七七)(第一〇四八八八)(第一〇四九九九)(第一〇五〇〇〇)(第一〇五〇〇一)(第一〇五〇〇二)(第一〇五〇〇三)(第一〇五〇〇四)(第一〇五〇〇五)(第一〇五〇〇六)(第一〇五〇〇七)(第一〇五〇〇八)(第一〇五〇〇九)(第一〇五〇一〇)(第一〇五〇一一)(第一〇五〇一二)

紹介議員 仲原 善一君

農林省に働く定員外職員は、定員内職員とならぬ重要な仕事をし、むしろ定員外職員が仕事をしなければ正常な農林省行政の運営は不可能だという自覚と誇りをもたに責任ある業務を遂行しているが、定員内職員に比べ、身分的、経済的に、はなはだしい差別待遇を受けている。また、今国会に提出された「行政機関職員定員法の一部を改正する法律案」は、これら定員外職員の要望とほぼ近い極一部の定員外職員の八割近くの人が、今までとおりの働きを続けさせられることとなつてゐるから、これら定員外職員全員の定員化を図りたいとの請願。

第九四二号 昭和三十三年二月二十八日受理

農林省定員外職員の定員化に関する請願

請願者 滋賀県蒲生郡安土町下

紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第九四三号 昭和三十三年二月二十八日受理

農林省定員外職員の定員化に関する請願

請願者 兵庫県加古川市野口町

紹介議員 長砂 藤原智

この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第九四四号 昭和三十三年二月二十八日受理

農林省定員外職員の定員化に関する請願

請願者 岡山県玉野市八浜町

紹介議員 坂本 齊外七十三名

この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第九四七号 昭和三十三年二月二十八日受理

農林省定員外職員の定員化に関する請願

請願者 兵庫県小野市久下山

紹介議員 町 橋本勝己

この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第九四八号 昭和三十三年二月二十八日受理

農林省定員外職員の定員化に関する請願

請願者 兵庫県三木市細川町谷

紹介議員 口 小原篤

この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第九四九号 昭和三十三年三月一日受理

農林省定員外職員の定員化に関する請願

請願者 宮崎市東町一ノ二七

紹介議員 倉掛 英雄外六十一名

この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第九五〇号 昭和三十三年三月一日受理

農林省定員外職員の定員化に関する請願

請願者 鳥取市立川六丁目県営

住宅内 植田幸人外三百十六名

この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第九五一号 昭和三十三年三月一日受理

建設省勤務の常勤労働者等の定員化に関する請願

請願者 鳥取県倉吉市宮川町全

部内 花手政勝

建設省勤務の準職員、補助員といわれる定員外職員は、不合理かつ不当な待遇を受けているから、これらの職員を定員内職員として待遇するより定員法を改正せられたいとの請願。

第九五二号 昭和三十三年三月一日受理

建設省勤務の常勤労働者等の定員化に関する請願

請願者 岐阜県吉城郡神岡町殿

坂巻全建設省労働組合

神通川水系支部内

鈴木繁也外千六百十一名

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第九五三号 昭和三十三年三月一日受理

農林省定員外職員の定員化に関する請願

請願者 大和 与一君

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

請願者 大阪府都島区中野町二

丁目 大矢久司

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第九五四号 昭和三十三年三月一日受理

農林省定員外職員の定員化に関する請願

請願者 三重県阿山郡柘植町

中西昌夫外七十八名

この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第九五五号 昭和三十三年三月一日受理

傷病者の増加恩給増額等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸五八

岩手県傷病軍人会内

柴田魁三

昭和二十八年恩給法の一部が改正され現行のように増加恩給並びに傷病年金が支給されるようになったが、その後普通恩給及び公務扶助料は再三増額されたにもかかわらず傷病恩給のみは一銭の増額もなく置かれていて、これは不合理であるから、(一)増加恩給並びに傷病年金を普通恩給と同様一万五千円ベースにより兵の第一項症の年額を二十万一千円に増額すること、(二)傷病恩給に内在する不均衡(固差又は通減率)を旧法による固差(通減率)のとおり是正すること、(三)家族加給は現在員数に支給すること等の改正措置を講ぜられたいとの請願。

第九五六号 昭和三十三年三月一日受理

岩手県に自衛隊施設部隊設置の請願

請願者 岩手県議会議長 橋本

八百三

紹介議員 川村 松助君

岩手県には自衛隊特科隊が設置されており、国の治安はもと論議内治安の維持と人心安定の基礎として大なる成果をあげているが、本県としてはさらに、天災による非常災害時における救出活動体制等に万全を期し、広大なる未開発地域の開発振興のため、自衛隊施設部隊の設置を要望しているから、これが実現するよう取り計らわれたいとの請願。

第九六五号 昭和三十三年三月三日受理

建設省地理調査所勤務の常勤労働者等の定員化に関する請願

請願者 千葉市黒砂町二四一建

設省地理調査所労働組

合内 中別府四男

紹介議員 小山 邦太郎君

建設省地理調査所においては定員内職員が不足しているため、事業の遂行

上、これら定員内職員の同一職務内容及び責任を持ち、しかも、長期にわたつて継続的勤務をしている常勤労働者(準職員)百二十五名と常勤的非常勤職員(補助員)二百九十八名が定員外職員として雇用されているが、これら四百二十三名のものをすみやかに定員内職員とせられて地理調査所における国家的急務を要する事業遂行に万全を期せられたいとの請願。

第九六六号 昭和三十三年三月三日
受理
農林省定員外職員の定員化に関する請願
請願者 岐阜市霞町一 桜井武夫
外外二十七名
紹介議員 田中 啓一君
この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第九六九号 昭和三十三年三月三日
受理
農林省定員外職員の定員化に関する請願
請願者 岩手県水沢市表小路一 三宅庚文外十九名
紹介議員 千田 正君
この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第九七八号 昭和三十三年三月三日
受理
農林省定員外職員の定員化に関する請願
請願者 香川県仲多度郡琴平町 藤原妙子外七十九名
紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第九八二号 昭和三十三年三月四日
受理
建設省勤務の常勤労働者等の定員化に関する請願
請願者 東京都港区芝海岸通り 一ノ二五全建設省労働組合内 本条嘉久雄
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第九八三号 昭和三十三年三月四日
受理
農林省定員外職員の定員化に関する請願
請願者 岩手県盛岡市下厨川 伊藤正三外十九名
紹介議員 小笠原二三男君
この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第九九三号 昭和三十三年三月四日
受理
農林省定員外職員の定員化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿児島郡谷山町上福元四、三五九
伊地知史郎外二十一名
紹介議員 田中 茂穂君
この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第一〇〇〇号 昭和三十三年三月四日
受理
農林省定員外職員の定員化に関する請願
請願者 福島県石川郡大東村大字小作田 服部春次外二十七名
紹介議員 大河原一夫君

この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。
第一〇〇一号 昭和三十三年三月四日
受理
農林省定員外職員の定員化に関する請願
請願者 高知県高岡郡中土佐町 篠場 中城久子外四十名
紹介議員 坂本 昭君
この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第一〇〇二号 昭和三十三年三月四日
受理
農林省定員外職員の定員化に関する請願
請願者 福井県鯖江市吉江五ノ八 大橋昭
紹介議員 小幡 治和君
この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。
第一〇〇三号 昭和三十三年三月四日
受理
農林省定員外職員の定員化に関する請願
請願者 秋田市広面字宮田 佐沢一
紹介議員 鈴木 一君
この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第一〇〇四号 昭和三十三年三月四日
受理
農林省定員外職員の定員化に関する請願
請願者 愛媛県松山市道後八三〇 渡辺幹雄外三十名
紹介議員 湯山 勇君

この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。
第一〇〇五号 昭和三十三年三月四日
受理
農林省定員外職員の定員化に関する請願
請願者 山形市仲野二五 阿部 幸子
紹介議員 松澤 靖介君
この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第一〇〇六号 昭和三十三年三月四日
受理
農林省定員外職員の定員化に関する請願
請願者 茨城県東茨城郡常北町 島栄
紹介議員 宮田 重文君
この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第一〇〇七号 昭和三十三年三月四日
受理
農林省定員外職員の定員化に関する請願
請願者 福島市波利七社宮一〇 五車田馨外五十四名
紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。
第一〇〇九号 昭和三十三年三月四日
受理
農林省定員外職員の定員化に関する請願
請願者 福島県大沼郡会津高田町字漆原北 金子東麟
外六十名
紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第一〇一〇号 昭和三十三年三月四日
受理
農林省定員外職員の定員化に関する請願
請願者 長野県中野市大字壁田 二六六 秋山民雄外三十九名
紹介議員 勝保 稔君 木内 四郎君 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第一〇一一号 昭和三十三年三月四日
受理
農林省定員外職員の定員化に関する請願
請願者 秋田県大館市御成町 伊原喜八郎外十四名
紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第一〇一二号 昭和三十三年三月四日
受理
農林省定員外職員の定員化に関する請願
請願者 山形県酒田市北千日堂 前田安光夫

第一〇一三号 昭和三十三年三月四日
受理
農林省定員外職員の定員化に関する請願
請願者 大阪府布施市中小坂本通り 小西敏雄外二十四名
紹介議員 大川 光三君

この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。
第一〇一四号 昭和三十三年三月四日
受理
農林省定員外職員の定員化に関する請願
請願者 大阪府布施市中小坂本通り 小西敏雄外二十四名
紹介議員 大川 光三君

この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。
第一〇一五号 昭和三十三年三月四日
受理
農林省定員外職員の定員化に関する請願
請願者 大阪府布施市中小坂本通り 小西敏雄外二十四名
紹介議員 大川 光三君

この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。
第一〇一六号 昭和三十三年三月四日
受理
農林省定員外職員の定員化に関する請願
請願者 大阪府布施市中小坂本通り 小西敏雄外二十四名
紹介議員 大川 光三君

この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。
第一〇一七号 昭和三十三年三月四日
受理
農林省定員外職員の定員化に関する請願
請願者 大阪府布施市中小坂本通り 小西敏雄外二十四名
紹介議員 大川 光三君

この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。
第一〇一八号 昭和三十三年三月四日
受理
農林省定員外職員の定員化に関する請願
請願者 大阪府布施市中小坂本通り 小西敏雄外二十四名
紹介議員 大川 光三君

紹介議員 海野 三朗君
この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第一〇四一号 昭和三十三年三月五日受理
国家公務員退職年金法制定等に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡栗橋町 船戸利根川上流工事事務所栗橋出張所内並 木信一
紹介議員 田中 一君

建設省の前身である内務省時代職員であつた者は、老後の生活保障として共済組合法による退職年金に望みをかけていたが、建設省の設置、国家公務員法の制定と共に大部分の者が恩給法の適用者となることのできたとはいへ、永年の雇員期間は恩給年限に推算されないばかりでなく、任官当時年齢的配慮に欠けるところがあつたため、五十五才にしてなお恩給受給資格年限に達しない者が相当あり、一方雇員時代の共済組合年金は恩給法適用者となつたと同時に強制的に脱退を余儀なくされたため、国家公務員として三十余年公務に奉じながら共済年金にも恩給にも浴することができない不利な立場にあるから、人事院勧告の国家公務員退職年金法の制定を促進せられると共に、特別措置として昭和二十四年九月三十日以前に恩給法適用者となつた者でも共済組合の丙種組合員となることのできるよう取り計らわれたいとの請願。

第一〇四二号 昭和三十三年三月五日受理
北海道の石炭手当等に関する請願

請願者 北海道議会議長 荒哲夫
紹介議員 千葉 信君

北海道に在任する国家公務員の石炭手当の基準量は、全道平均三トンであるが、これは実態に即さない量であるから、北海道に在任公務員が積雪寒冷に對処し石炭の実所要量をまかなうに足る額まで増額し、かつその地域別寒冷差による実所要量に見合う支給の適正を図ると共に、寒冷地手当についても増額支給するようすみやかに関係法律の改正措置を講ぜられたいとの請願。

第一〇四三号 昭和三十三年三月五日受理
農林省定員外職員の定員化に関する請願

請願者 京都市上京区下長者町 通裏ノ門西入坪高町四八 蒲田高士外十八名
紹介議員 大野 木秀次郎君
この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第一〇四四号 昭和三十三年三月五日受理
農林省定員外職員の定員化に関する請願

請願者 鹿児島市武町一、八一 三 東一美外三十八名
紹介議員 井上 知治君
この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第一〇四五号 昭和三十三年三月五日受理
農林省定員外職員の定員化に関する請願

請願者 熊本市出水町国府二、〇七八 國田泰人

紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第一〇四六号 昭和三十三年三月五日受理
農林省定員外職員の定員化に関する請願

請願者 北海道北見市清見町 小岩哲郎
紹介議員 千葉 信君
この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第一〇四七号 昭和三十三年三月五日受理
農林省定員外職員の定員化に関する請願

請願者 青森市米町八四 赤平 武利外二百六十四名
紹介議員 苦米地義三君
この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第一〇四八号 昭和三十三年三月六日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 茨城県水戸市新原町 三、〇七六茨城県旧軍人関係恩給擁護連盟 内 佐藤文蔵
紹介議員 武藤 常介君
軍人恩給の加算制がまだに復元されないため、これが該当者は恩給権を認められず、不公平の処遇におかれており、まことに憂慮に堪えないから、七十四万八千人に及ぶ該当者（主として下級軍人）に恩給を受給しうる資格を与えるようすみやかに加算制を復元せられたいとの請願。

第一〇六三三号 昭和三十三年三月六日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 埼玉県浦和市埼玉県庁 世話課内埼玉県軍人恩給擁護連盟内 柄沢 修輔
紹介議員 大沢 雄一君

軍人恩給の加算制復元については、本国会中にもこれが実現を望むものであるが、やむを得ない場合は附帯決議あるいはなんらかの適切な方式により該当者に確約を与えられるよう取り計らわれたいとの請願。

第一〇六四号 昭和三十三年三月六日受理
農林省定員外職員の定員化に関する請願

請願者 鹿児島市鷹師町九〇 大山英樹外十八名
紹介議員 西郷吉之助君
この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第一〇六五号 昭和三十三年三月六日受理
農林省定員外職員の定員化に関する請願

請願者 和歌山県海南市北野上 七山 中野弘幸
紹介議員 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

昭和三十三年三月十九日印刷

昭和三十三年三月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局